開発行為に伴う下水道管渠布設工事について

令和３（2021）年４月

いなべ市水道部下水道課

目次

 概要　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 対象となる開発行為　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 受益者負担金　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 設計の事前協議　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 工事の施工　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 施工業者　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 立入り調査（段階確認）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

 提出書類　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

　 設計協議（事前協議）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 工事着手前　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 施工中　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 工事完了後　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 使用材料の確認（検収）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 完了検査（下水道工事部分の完了確認）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 供用開始　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

 瑕疵担保期間　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

 マンホールポンプ施設　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

 施設の移管（無償譲渡）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

 受益者負担金の減額免除　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 使用材料（標準的なもの）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 施工基準　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 関係機関との事前確認、調整等　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

 施工中の立入り調査（段階確認）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 完了検査（確認）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 完了検査の概要　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

補修工事　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

確約書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

様式

様式１　宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事設計協議書　 ・・・・・ 6

様式２　設計協議承諾書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

様式３　宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事届出書　 ・・・・・・・・・ 8

様式４　使用材料一覧表（様式３別紙１）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

様式５　施工業者報告書（様式３別紙２）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式６　関係機関届出等報告書（様式３別紙３）　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

様式７　工事完了報告書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

様式８　財産無償譲渡申出書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

 確約書【様式８裏面】　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

様式９　財産受領書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

条例施行規程で定める様式

公共ます設置（新設・増設）申請書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

下水道受益者負担金減額・免除申請書　 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

概要

平成３１（2019）年４月から、宅地開発行為に伴う下水道管布設工事の発注方法が変わりました。変更前は、宅地の区画数分の受益者負担金を納付いただいた後に、市の工事として入札を行い、市が施工管理を行ってきましたが、発注時期や期間で開発行為全体に影響するなど工程調整が難しいことから、今後は開発関連工事の中に下水道管布設工事も含んでいただき、完成後供用開始に合わせ市に移管（無償譲渡）いただくことになります。

また、受益者負担金については、移管いただく施設の価値に応じて減額免除できることになります。

対象となる開発行為

複数の住宅地等の開発に伴い、汚水管（下水道本管）を延長し、取付管、公共ますを設置する場合が対象となります。

受益者負担金

　開発戸数（区画数）分の公共ます設置（新設・増設）申請書（いなべ市下水道条例施行規程　様式第１号）の提出をいただいた後に一旦は受益者負担金を賦課しますが、工事を開発者が施工し、完了後一定条件の下に施設を市に移管（無償譲渡）することを前提に下水道事業受益者負担金減額・免除申請書（いなべ市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程　様式第８号）を提出いただくことで、その部分において減免対象となります。（H31.4.1現在　30万円／１敷地）

　設計の事前協議

　市下水道課と協議し、協議完了後、発注図面等を提出いただいてから着手していただきます。既存の埋設物（占用物）についても設計に先立ち調査していただく必要があります。

　工事の施工

　設計積算、発注、関係機関への届出、施工管理、地元調整等、すべて開発者の責任において行っていただきます。開発区域外の管延長工事も含みます。

施工業者

地方公共団体（いなべ市以外も可）が発注した下水道汚水管渠（本管）布設工事、又は水道配水管布設工事の施工実績のある業者に発注してください。可能な範囲でいなべ市内の業者に発注していただくようお願いします。市外業者の場合は、施工実績を示してください。

　立入り調査（段階確認）

　施工中に設計どおりに施工されているかを確認するため、市職員が工事区域内に立ち入りすることがありますので、了解をお願いします。

　また、要望により段階確認することで完了検査を簡略化することができます。

1

　提出書類

　設計協議（事前協議）

宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事設計協議書（様式１）

仮の設計図（平面図、縦断図、横断図）、既存の埋設物等が確認できる書類（ある場合）

工事着手前

宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事届出書（様式３）

使用材料一覧表（様式４）（様式３別紙１）

施工業者報告書（様式５）（様式３別紙２）

関係機関届出等報告書（様式６）（様式３別紙３）

発注用の設計図（平面図、縦断図、横断図）※事前協議で変更がなければ提出不要

　使用材料一覧表（管、人孔、ます等、主要材料の名称、製造元等を記載したもの）

　　※使用材料は、日本下水道協会の認証品、JIS規格品を使用すること

　施工業者報告書（業者名、緊急連絡先、担当者、下水道工事の施工実績等を記載したもの）

施工中

　設計内容に変更が生じた場合は設計図（要協議）

工事完了後

　工事完了報告書（様式７）

完成図：完了後の数値を記載した平面図、縦断図、公共ます、取付管の施工が分かるもの

　　　　　マンホールの組み合わせが確認できる書類（図、表、写真等）

　写真：施工記録（１スパンごと、目安として20ｍにつき、人孔を中心に床付～、埋戻工は200㎜ごと各層が確認できるよう撮影する）

既存施設との接合部（割り込み人孔又は既設人孔接続部）、埋設物試掘確認部分、

　　　　他の埋設物との離隔を確認した箇所

　使用材料の確認（検収）

　あらかじめ提出された使用材料一覧に基づき、適正に使用されているか検収します。検収は基本的には市職員が直接現地で立会い確認します。現地発生土が軟弱等で沈下の恐れがあるときは、埋め戻し土を砕石への変更することや地盤改良を指示することがあります。

完了検査（下水道工事部分の完了確認）

完了後に提出された図面をもとに下水道課による完了検査（確認）を行います。検査で施工不良等が発見された場合、原則は補修工事を指示します。補修せずに経過観察をする程度の場合に将来補償の確約書の提出をお願いすることがあります。

2

　供用開始

完了検査において指摘事項等がなければ開発工事全体の完了に合わせ供用開始することになります。

補修工事がある場合は、補修工事の完了検査（再検査）が終了するまで供用開始できない場合があります。

　瑕疵担保期間

供用開始後、２年以内に発生した沈下、浸入水等は開発者において修繕していただきます。供用開始後に修繕を行っていただいたときは、修繕工事完了検査後、２年とします。また、２か年経過後でも明らかな瑕疵（施工不良）や２年以内に発生したと考えられる瑕疵等が確認されたときは、２年経過後でも修繕いただくことになります。完了検査時に将来補償の確約書を提出いただいたときは、その内容に応じた期間となります。

マンホールポンプ施設

管路は自然流下を原則としますが、地形等の条件でポンプ施設を設置しなければならない場合も費用はすべて開発者の負担となります。また、施設（マンホール以外の制御盤、電線管、圧送管等含む）については、道路、公園等、公共的敷地内に設置することになるため、通行や各敷地への進入等の障害にならないような用地確保も必要です。施設は市が指示（承認）するポンプ、制御盤、通報装置、必要に応じ安全柵やフェンス等を設置していただきます。施工業者についても移管後の緊急修繕等の維持管理に影響するため市と協議の上で決めていただきます。

電気や通信設備（遠隔監視用）の引き込み工事、ポンプの設計についても開発者負担です。

ただし、移管を受けない個別の宅内ポンプについては、この限りではありません。

距離が長くなっても自然流下が可能な場所へのポンプ設置は認めません。

複数戸が流入するポンプ施設は移管を前提としたもの以外認めません（「開発者が管理する」ということで簡素な設備とすることを認めません）。

　施設の移管（無償譲渡）

通常は、供用開始に合わせ無償かつ無条件で移管していただくことになります。移管時から瑕疵担保期間が発生します。移管の手続きは書面（様式８　財産無償譲渡申出書）の提出により行います。

ポンプ施設については、移管後の電気、通信に係る費用（料金）は市で負担しますが、関係機関への名義変更等の手続きは開発者で行い、そのことを必ず下水道課へ通知してください。名義変更手続きが遅れた場合は、変更前の料金等は開発者で負担していただきます。

個別の宅内ポンプ（制御盤、圧送管等含む）については、施設の移管は受けません。開発者又は使用者（販売先）の責任（負担）で将来に渡り維持管理していただくことになります。使用者にはこのことを周知してください。

3

受益者負担金の減額免除

移管を受ける施設の価値と受益者負担金の総額を比較し、施設の価値の範囲で負担金を減額（免除）します（施設の価値が負担金総額より大きな場合、100％減額になります）。減免を受けるには、下水道受益者負担金に関する条例により申請等の手続きが必要です。

使用材料（標準的なもの）

汚水管（本管）：塩化ビニール管（VU）φ150以上（流量、既設管により決定）

取付管：塩化ビニール管（VU）φ100

公共ます：塩ビ製（３方向流入）φ200、桝蓋：樹脂製、又は樹脂製内蓋＋鋳鉄製防護蓋

マンホール：組立てマンホール、

　　　起点：０号（取付管直入、ただし本管延長が見込まれる場合は、取付管は支管接続してインバートを起点仕様）

中間：０号

合流：１号

既存管接合部：割り込み１号、既設管が陶管（セラミック管）の場合は前後を塩ビ管に入れ替え後施工すること）

　マンホール蓋：いなべ市型耐スリップ用（輪荷重については、道路の使用形態により決定）

施工基準

汚水管　勾配：３‰以上　土被り： 1200㎜以上（原則）　落差：20㎜以上、600㎜未満（原則）

取付管　勾配：２％（原則）、支管：メカロック式

公共ます　深さ：800㎜以上（敷地面積により宅内排水設備が施工できる深さ以上）

矢板：実掘削深が1500㎜以上の場合施工

基礎砂、防護砂：管下100㎜以上、管上100㎜以上

埋戻土：砕石又発生土（良質土）、※地下水がある場合（粘性土）は砕石（200㎜ごと転

圧すること）

舗装復旧：道路管理者が指示する範囲、マンホールが除雪作業の障害にならないこと

ポンプ施設（移管を受けるもの）：詳細に協議の上決定

その他：供用開始までは、雨水や工事中の土砂等の流入がないよう既設との接合部のひとつ手前マンホールでキャップ等により確実に止水すること

管内に土砂等の異物がある場合は、完了検査前に清掃すること

関係機関との事前確認、調整等

道路管理者、水道、電気、通信、ガス、水路等の事前確認

道路管理者、警察、消防、バス事業者等への申請、届出（市による申請や届出が必要なときはその書類の作成）

自治会、周辺住民、事業所等への周知（文書の配布等）

4

施工中の立入り調査（段階確認）

基本的に立入り調査する場合はあらかじめ連絡して行います。設計内容等に大きな誤差や問題があれば、説明を求める場合や工事の中断をお願いすることがあります。

住民等から通報（苦情）があった場合や緊急を要する場合は状況把握に伺うことも考えられますが、施工管理は開発者の責任になりますので市から改善等の指示はいたしません。

　大きな設計変更や段階確認が必要なときは、日程調整の上で協議に応じます。段階確認をすることで完了検査を一部省略します。

完了検査（確認）

関係書類が提出された後、概ね１４日以内で日程調整させていただきますので、立会いをお願いします。開発行為全体が未完成でも下水道工事が完了している場合、検査に応じます。ただし、舗装が未完了で高低差等が確認できないときは、その部分について他の検査や後日の確認で不具合がある場合は、補修いただくことがあります。

開発工事全体の検査と同時でも可能ですが、できれば別日（全体検査よりも早い日）が望ましいと考えています。段階確認を行った部分は省略します。

現地検査：提出書類をもとに高さ、延長、勾配、管影、公共ます内部の滞留水等の確認を行います。

完了検査の概要

１　届出された使用材料一覧表（様式３）と現場に違いはないか。→書類、目視確認

２　埋め戻した部分に沈下、ひび割れ等はないか。→目視確認

３　完了図と延長、深さ、勾配等の誤差は基準内か。→現地計測確認

４　管内に異物や滞留水、浸入水はないか。直線状に施工されているか。

→管影（ミラー）確認、通水検査

５　公共ますに傾きや滞留水はないか。→水投入により目視確認

６　人孔蓋の高さは適切か（除雪に影響はないか）→目視確認

　７　ポンプ施設は供用開始にあわせ実際に試験運転（揚水）して検査します。

　など、現地確認を主に行いますが、提出書類に不足があるときは、追加で提出依頼することがあります。

補修工事

逆勾配等で汚水の流下が困難なとき、地下水の浸入が明らかなとき、管やマンホールの割れやズレ、マンホール蓋のガタツキや路面との著しい高低差があるとき、公共ますに滞留水があるときなどに施工していただきます。

確約書

様式８の裏面を記入してください。

5

様式１

年　　月　　日

宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事設計協議書

いなべ市　宛（下水道課取扱い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開発者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

１　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

２　工事場所　　いなべ市　　　　　町　　　　　　　　　地内

３　添付書類　位置図　1/2500程度の地形図（開発全体の事前協議の添付にあれば省略可）

平面図　人孔、管、公共ます、KBMの位置等が分かるもの（　　〃　　）

縦断図　計画の高さ（深さ）、延長、勾配が分かるもの（　　〃　　）

横断図　他の埋設物等との位置関係が分かるもの（　　〃　　）

他の埋設物を調査した書類（試掘写真、他から提供を受けた図面等）

使用材料一覧表　この時点では提出は任意です。

※下水道台帳の数値に誤差がある場合がありますので、作成に当り必ず既存人孔の管底高を計測してください。KBMに公共座標を使用する場合でも同じです。

6

様式２

い下水第　　　　　号

年　　月　　日

設 計 協 議 承 諾 書

申出者　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いなべ市長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで協議の申出があった下記の工事について承諾いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

２　工事場所　　いなべ市　　　　　町　　　　　　　　　地内

7

様式３

年　　月　　日

宅地開発工事に伴う下水道管渠布設工事届出書

いなべ市　宛（下水道課取扱い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開発者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

１　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

２　工事場所　　いなべ市　　　　　町　　　　　　　　　地内

３　工　　期　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日

４　施工業者

５　添付書類　　位置図　1/2500程度の地形図（設計協議から変更がなければ省略可）

平面図　人孔、管、公共ます、KBMの位置や数値等が分かるもの（　〃　）

縦断図　計画の高さ（深さ）、延長、勾配が分かるもの（　〃　）

横断図　他の埋設物等との位置関係が分かるもの（　〃　）

使用材料一覧表　別紙様式４（同内容であれば任意様式でも可）

施工業者報告書　別紙様式５（同内容であれば任意様式でも可）

関係機関届出等報告書　別紙様式６（同内容であれば任意様式でも可）

※設計協議で変更の指摘があったときは、変更後の図面を添付してください。

8

様式４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式３別紙１）

年　　月　　日

使 用 材 料 一 覧 表

開発者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

この工事について、下記の材料を使用します。

材料の品質を証明する資料の提示を求められた場合は、提示します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 材　料　名 | 品質規格 | 単位 | 使用数量 | JIS製品 | 製　造　元 | 備考（協会登録番号） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※マンホール、管、蓋、ますに関する使用材料は必ず記載してください。砂、砕石等については、記載は任意としますが、必ず規格品を使用してください。その他特殊な材料があれば、必ず記載してください。

※品質を証明する書類の添付は省略しますが、提示を求める場合があります。（砂や砕石等も同様です）

※JIS製品の場合は、JIS製品欄に「○」又は「JIS」等と記入してください。

※日本下水道協会規格品の場合は、備考欄に登録番号を記入してください。

9

様式５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式３別紙２）

年　　月　　日

施 工 業 者 報 告 書

開発者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

この工事の施工業者は次のとおりです。

１　業 者 名

２　所 在 地

３　連 絡 先　　担当者　　　　　　　　　　　　　　電話番号

４　施工実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 工　　　事　　　名 | 発注自治体名 | 工　事　概　要 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

* 下水道公共ます設置（取付管）工事、水道給水管工事は施工実績にはなりません。必ず、本管（汚水管、配水管）の布設工事実績

を記載してください。水道と下水道の両方があるときは、ひとつずつ記載してください。

* なるべく新しい年度のものを記載してください。
* 三重県内自治体の発注を優先して記載してください。
* 工事概要欄には、口径、延長等を記載してください。
* いなべ市内の業者が施工する場合、この様式は省略できます。
* マンホールポンプ施設工事（電気、機械設備）は、市と事前に協議してから発注業者を決めてください。

（理由：移管を受けた後の緊急対応等に関係するためです）

10

様式６　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式３別紙３）

年　　月　　日

関 係 機 関 届 出 等 報 告 書

開発者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

この工事について、関係機関等への協議、届出等の状況は下記のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 関　係　機　関 | 事前確認等 | 協議等年月日 | 申請、届出、配布等 | 申請等年月日 |
| 道路管理者（市、県） |  |  |  |  |
| いなべ警察署 |  |  |  |  |
| いなべ消防署（北、南） |  |  |  |  |
| 水道（いなべ市） |  |  |  |  |
| 電気（中部電力） |  |  |  |  |
| 通信（NTT） |  |  |  |  |
| ガス（東邦瓦斯等） |  |  |  |  |
| 用水路等（土地改良区等） |  |  |  |  |
| バス（三重交通、福祉バス） |  |  |  |  |
| 自治会、周辺住宅等 |  |  |  |  |
| その他（　　　　　　　） |  |  |  |  |

※道路管理者：既存道路内に埋設する部分の協議、申請等

※警察、消防、バス：通行止め、迂回路の協議、届出等

※水道、電気、通信、ガス、水路：既存道路内の地下埋設物等の調査、確認等

※自治会等：地域への周知（工事全体や通行止め等）

※その他：あれば名称等とその内容

※事前確認や届出等を行ったときは該当する欄に「済み」と記載し、その日付を、必要ないときは「不要」と記入してください。

※事前確認の結果、水道他の地下埋設物がないときは、「済み」の後に「なし」と記入してください。

※自治会等へ配布物があるときは、参考のためその文書を添付してください。

※関係機関へ確認、届出等を行うときは、開発者発注の工事であることを明確に示してください。

※申請、届出等で移管後に所有者となる市（下水道課）の名義使用や押印等が必要なときは、その文書の作成をお願いします。

11

様式７

年　　月　　日

工 事 完 了 報 告 書

いなべ市長　宛（下水道課取扱い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開発者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記の工事について、完了したので検査願います。

１　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　の宅地開発に伴う下水道管渠布設工事

２　工事場所　　いなべ市　　　　　町　　　　　　　　　地内

３　工　　期　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日

４　施工業者

５　添付書類

（１）位置図　1/2500程度の地形図

（２）平面図　人孔、管、公共ます、KBMの位置や数値等が分かるもの

（３）縦断図　地盤高、管の高さ（深さ）、延長、勾配が分かるもの

（４）桝や取付管の深さ、延長、勾配等が分かるもの（側面図等）

（５）人孔の組合せが確認できる書類（黒板入り写真、図面、表等）

（６）写　真　施工記録、既存施設との接合部（割り込み人孔又は既設人孔接続部）、埋設物試掘確認部分、他の埋設物との離隔を確認した箇所、その他必要箇所

　（７）移管を受けるポンプ施設の詳細が分かる書類（電気系統図、取扱い説明書等）

※図面は、必ず完成後確定測量した数値を記載し、当初設計と変更がない場合も添付してください。

※管内に土砂等があるときは、検査までにあらかじめ清掃してください。

12

様式８

年　　月　　日

財 産 無 償 譲 渡 申 出 書

いなべ市長　宛（下水道課取扱い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開発者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記の施設について、無償譲渡（施設移管）したいので、受領願います。

　なお、提出に当り、裏面のとおり確約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　施設所在地　　いなべ市　　　　　　町　　　　　　　　地内

２　譲渡する施設の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 規　　格 | 数　　量 | 単　　位 | 備　　考 |
| 管渠 | 口径φ　　　㎜　　管種　VU |  | ｍ |  |
| 人孔 | 　　０　号　　１　号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 基基 |  |
| 公共ます（取付管含む） | 口径φ 200 ㎜ |  | 箇所 |  |
| マンホールポンプ | 出力　　　　kw、揚程　　　　ｍ |  | 箇所 | 電話番号 |

※管種の規格には、口径、管種を記入してください。複数あるときは、口径、管種別に数量を記入してください。

※人孔（マンホール）は、口径（号）別に記入してください。

※ポンプ施設を移管するときには、ポンプ以外の制御盤、電線、圧送管等すべてを含みます。

３　添付資料

1. 完成図書（位置図、平面図、縦断図、取付管の側面図、人孔の組合せが分かる書類）
2. 現況写真
3. ポンプ施設関係書類（電気系統図、ポンプの能力等を証明する書類、取扱説明書）
4. 確約書（裏面を記入してください）
5. この工事（下水道工事のみ）の金額（概算）が分かるもの（見積書写し等任意様式）

　※添付資料のうち、完了検査時に提出されているものから変更、追加がなければ省略できます。

13

（様式８裏面）

財 産 の 譲 渡 に 伴 う 確 約 書

　　　　　年　　月　　日付けの財産無償譲渡申出書の提出に合わせ、次のことを確約します。

１　譲渡後の施設の使用、改造等について、一切異議は申し出ません。

２　供用開始後２か年以内（２か年経過後に２か年以内に発生していたと推定されるものが確認された場合も含む）に瑕疵が確認された場合は、当方の責任において修繕いたします。

３　完了検査（確認）で指摘を受けた以下の特記事項について、将来異常が発生した場合は当方の責任において修繕工事等を実施します。

特記事項

・

　　　　　年　　　月　　　日

いなべ市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　開発者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※特記事項があるときは位置を着色した平面図を添付してください。

※特記事項は、マンホールの高さ、舗装の下がり、公共ますの傾き等で微妙な状況で指摘した場合等に記入いただきます。

　※特記事項がない場合は、上記の３の文章を削除するか、特記事項の欄を「なし」と記入します。

　※明らかな異常（逆勾配、管や人孔のずれや割れ、地下水の浸入、公共ますの滞留水、人孔蓋のガタツキ等、その他検査不合格の場合）は、特記事項ではなく、即修繕になります）

14

様式９

い下水第　　　　　号

年　　月　　日

財 産 受 領 書

申出者　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いなべ市長　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで譲渡の申出があった下記の施設について、受領いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　施設所在地　　いなべ市　　　　　　町　　　　　　　　地内

２　受領する施設の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 規　　格 | 数　　量 | 単　　位 | 備　　考 |
| 管渠 | 口径φ　　　㎜　　管種　VU |  | ｍ |  |
| 人孔 | 　　０　号　　１　号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 基基 |  |
| 公共ます（取付管含む） | 口径φ 200 ㎜ |  | 箇所 |  |
| マンホールポンプ | 出力　　　　kw、揚程　　　　ｍ |  | 箇所 | 電話番号 |

（３　添付資料）　（省略）

※添付資料（図面等）は作成しません。必要な場合は、申出書に添付されたものと同じものを受領書用に１部作成、提出してください。

（４　受領の条件）

※確約書に特記事項がないときは記載しません。

※特記事項の内容により、期間、指示内容も変わります。

15

【いなべ市下水道条例施行規程から抜粋】

様式第1号(第2条関係)

年　　月　　日

公共ます設置(新設・増設)申請書

いなべ市長　宛て

申請者（受益者）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | □　新　設　　　　□　増　設 |
| 設置場所 | いなべ市　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地　　 |
| 土地所有者 | □申請者に同じ□申請者以外　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　 |

※　□は、該当するところにレを付けること。

　上記の敷地内に公共ますの設置を次の条件のとおり申請します。

1. 用地に係る使用料、補償費等の請求は一切いたしません。
2. 公共ます設置後における場所の変更はしません。

（裏面）

16

　〔公共ます設置申請箇所図〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 |  | 方位 |
| 申請者(受益者)氏名 |  |
|  |

　１　公共ますの設置場所は、赤色で記入してください。

　２　公共ますの設置場所は、道路境界から私有地内１メートル以内とし、道路境界及び

　　隣地境界からの距離を記入してください。

17

【いなべ市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程から抜粋】

様式第8号(第10条関係)

下水道事業受益者負担金減額・免除申請書

年　　月　　日

　　いなべ市長　宛て

住所

氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(電話　　 　―　 　―　 　　　)

　下水道事業受益者負担金について減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土　地　の　所　在 | 地　積㎡ | 建物所 有 者 | 負担金額円 | 利 用 状 況 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請理由 | 　 |

18

下水道工事に関する問い合わせ先

いなべ市水道部下水道課

〒511-0492

三重県いなべ市北勢町阿下喜2633　北勢庁舎

電　話　0594-72-3515

ＦＡＸ　　0594-72-3748

開発行為全般については、都市整備部都市整備課※1（電話0594-86-7807）へ、

水道工事に関することは、水道部水道工務課（電話0594-72-2724）へお問い合わせください。

※1　いなべ市役所本庁舎２階